

★市立幼稚園利用者負担額等のお知らせ★

◆支給認定書について

(1) 支給認定とは

保護者の方の就労等の状況により、お子様に保育の必要があるかどうかを3つの認定区分に分けて支給認定をいたします。これらの区分（1号認定・2号認定・3号認定）に応じて、幼稚園や保育所などの施設の利用先が決まります。

(2) 3つの区分

認定区分	内容	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間認定)	お子様が満3歳以上で、教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園
2号認定 (満3歳以上・保育認定)	お子様が満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所 認定こども園
3号認定 (満3歳未満・保育認定)	お子様が満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所 認定こども園等

※「保育を必要とする事由」…就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障害など

(3) 支給認定期間について

1号認定（教育標準時間認定）の支給認定期間は3年間（小学校就学前まで）を基本としています。

◆利用者負担額（授業料）について

保護者の所得（市民税額）に応じた「応能負担」の利用者負担額を負担いただくことになります。

(1) 1号認定（教育標準時間認定）利用者負担月額表

世帯の階層区分	子をカウントする年齢の上限	第1子	第2子	第3子以降
生活保護	上限なし	0円	0円	0円
市民税非課税 (所得割非課税含む)	上限なし	2,000円	0円	0円
所得割額課税額 77,100円以下	上限なし	5,600円	2,260円	0円
所得割額課税額 77,101円以上	小学校 3年生まで	5,600円	2,260円	0円

(2) 1号認定でひとり親世帯・在宅障がい児（者）のいる世帯の利用者負担月額表

世帯の階層区分	子をカウントする年齢の上限	第1子	第2子	第3子以降
生活保護	上限なし	0円	0円	0円
市民税非課税 (所得割非課税含む)	上限なし	0円	0円	0円
所得割額課税額 77,100円以下	上限なし	2,300円	0円	0円
所得割額課税額 77,101円以上	小学校 3年生まで	4,600円	1,260円	0円

※ 裏面につづく

【注意】

- ▼ 利用者負担額の算定にかかわる税額の修正申告等により、税額に変更があった場合には、保護者からの申し出により、4月にさかのぼり利用者負担額を変更し、過不足分について調整を行うことがあります（現年度のみ）。
- ▼ 離婚や再婚等で家庭状況に変化があった場合は、届出の翌月から利用者負担額が変更になる場合もありますので、こども支援課に必ず届け出てください。
- ▼ 住宅借入金等特別控除などの適用を受けている場合は、控除前の課税額で利用者負担額を決定します。
- ▼ ひとり親のご家庭で同居祖父母がいる場合、保護者の課税状況により、祖父母のうち主たる生計者の課税額に基づき利用者負担額を決定します。
- ▼ 月の途中で入退園した場合の利用者負担額は、日割りでの計算となります。

◆利用者負担額（授業料）の切り替え時期

市民税の年度切り替えに伴い、毎年9月が利用者負担額の切り替え時期となります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市民税額に基づく利用者負担額						当該年度の市民税に基づく利用者負担額					

◆Q&A

- (1) 利用者負担額の第2子・第3子以降の軽減やひとり親世帯等の軽減を受ける手続きは？
⇒ 新制度における支給認定申請書を提出した際の記載内容及び必要に応じ証明書等の添付書類を提出すること等により、軽減を受けられるようになります。
なお、該当の有無の確認や年度の途中で軽減事由が発生又は消滅した場合は、こども支援課までご連絡ください。
- (2) 在宅障がい児（者）のいる世帯とは？
⇒ 次のア～オのいずれかに該当する世帯のことです。
ア 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のいる世帯
イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のいる世帯
ウ 国民年金法に規定する障害基礎年金等の受給者のいる世帯
エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第2条第1項に規定する障害児のいる世帯
オ 福島県療育手帳制度要綱第3に規定する療育手帳の交付を受けている者のいる世帯

◆口座振替の利用について

利用者負担額の納入を、金融機関やゆうちょ銀行の指定した口座からの口座振替ができます。納め忘れの心配がありませんのでご利用ください。申込用紙は、各幼稚園に備え付けてあります。口座振替申込みは、振替を希望する月の前月末（ゆうちょ銀行の場合は前々月末）まで、振替を希望する口座の金融機関窓口でお手続き願います。

問い合わせ先：こどもみらい部こども支援課 電話 22-7458

